

大原孫三郎の職工教育とその成果

千本 暁子

はじめに

- 1 明治20年代末の不就学児童の雇入れ
- 2 職工教育は地域・家庭から
- 3 低迷する小学校就学率
- 4 工場内での職工教育
- 5 効果的な職工教育の追求

おわりに

はじめに

大原孫三郎が倉敷紡績に入社したのは、明治34（1901）年1月、20歳のことである。翌年の明治35年1月に倉敷町に「倉敷教育懇話会」を発足させ、3月に倉敷紡績内に職工教育部を設立、4月には工場寄宿舍内に尋常小学校を開設した。

社会教育事業を天職と確信した孫三郎は、その活動を倉敷から始めた。若かったが、幼少期を過ごした倉敷、閑谷黉や東京での経験、石井十次との出会いなどを通して、日本社会にある多くの課題を認識していた。大原家の跡取りとしての自覚も、強く持っていた。倉敷から着手したのは、自分の立場や自分が暮らす場所から物事を考えて行動を起こす、という信念に基づいてのことである。

本稿では、入社した孫三郎の目にうつった倉敷紡績の職工の実態や倉敷という地域の教育状況を明らかにし、手掛けた職工教育がいかなる成果を上げたのかを考察したい。なお本稿で論じる「職工教育」とは、技能養成のための教育訓練ではなく、学齢児童を対象とした普通教育のことである⁽¹⁾。

1 明治20年代末の不就学児童の雇入れ

農商務省が明治36（1903）年に刊行した『職工事情』に「明治三十四年三月 某紡績工場工女

(1) 倉敷紡績における人材育成については、倉敷紡績株式会社人材教育史担当網島康高編（2024）。

表 1 紡績職工最低雇入れ年齢別工場数（明治 30 年）

最低年齢	男工	女工
無制限	2	2
10 歳以上	5	5
11 歳以上	3	5
12 歳以上	16	16
13 歳以上	26	30
14 歳以上	11	12
15 歳以上	8	2
16 歳以上	1	0
合計	72	72

出典）大日本綿糸紡績同業連合会編（1898）35-39 頁。

ノ談話⁽²⁾」が収録されている。「五年前カラ紡績ニ出タ。始メ〇〇紡績ニ入りテ一年居リタ」から始まる。この〇〇紡績は倉敷紡績のことで、「紡績ニ出タ」のは明治 29 年頃であると思われる。

工女は、8 歳、5 歳、3 歳の 3 人の子供の母親である。播州に生まれ、作州の百姓の家に嫁入りして 3 人の子供を産んだが、夫は亡くなった。夫のいない家に居づらく感じていたが、実家には両親はなく、為すすべもなく困っていた。そこに「紡績職工係ノ次ノ門番見タ様ナ人」が来て勧誘されたのである。3 年の年限を決めた年約束書を差し出し、3 人の子供と一緒に 18 里離れた倉敷紡績に向かう。旅費は会社が支払った。最初は寄宿舎に入ったが、3 歳の子供を連れての寄宿舎生活は難しく、3 日ほどして社宅に移った。社宅に入ると家賃がかかるが、一家から 2 人会社に出ると家賃は免除されることから、8 歳の長女も工場に出すことにした。工女は粗紡部に出て日給は 9 銭、それに加えて 5 歳と 3 歳の子がいるということで子供 1 人につき 2 銭、合計 4 銭を追加で支払われている。長女は「『リング』ニ出シタ」とあることから、精紡部への配置である。日給は 6 銭だった。2 人の子供は、昼は遊ばせ夜は寝させて仕事したが、時には工場に連れてくることもあったという。子供たちは毎日故郷に帰りたいと泣くので、実家の姉の家に預けた。

8 歳の長女を「出シタ」と話していることから、これは母親が決めたのであろう。職工雇入年齢は、明治 22 年 7 月制定の「倉敷紡績所職工規則⁽³⁾」では工男は 16 歳から 45 歳まで、工女は 14 歳から 40 歳までと定めている。大日本綿糸紡績同業連合会（以下、紡績連合会）による明治 30 年 10 月実施の調査では、雇入れ年齢は男女とも 14 歳以上 40 歳以下とある⁽⁴⁾。この調査において調査対象とした 72 工場のうち、70 工場は雇入年齢を定めており、2 工場は無制限だった（表 1）。10 工場は雇入年齢を男女別に定めている。表 2 は岡山県下の 9 工場の雇入年齢と、14 歳未満の職工数

(2) 農商務省編（1903b）225-235 頁。

(3) 東京大学社会科学研究所編・刊（1970b）2-8 頁。

(4) 大日本綿糸紡績同業連合会編（1898）36 頁。農商務省編（1903a）でも同報告書を使って工場別に最低年齢以下の職工数を算出しているが、千本が計算した数字と一致しない箇所がある。たとえば 12 歳以上と定めている大阪紡績において、その年齢に達しない年齢の職工数を男 60 人、女 0 人としているが、報告書掲載の数字を使って計算すると、男 60 人、女 289 人である。また女工の最低年齢だけ基準にしているため、表 1 を作成した。

表 2 岡山県下の紡績工場における年齢別職工比率（明治 30 年）

	工場名（職工数）	雇入年齢制限	14 歳未満・計				14 歳以上	合計 （%）
			11 歳未満	11 歳	12・13 歳			
男女計	岡山 (2,438 人)		0.8	1.8	9.8	12.4	87.6	100.0
	玉島 (1,553 人)		3.9	4.6	14.2	22.7	77.3	100.0
	倉敷 (1,692 人)		2.0	5.7	10.2	17.9	82.1	100.0
	柏崎 (293 人)		0.0	2.7	13.7	16.4	83.6	100.0
	下村 (327 人)		0.0	0.0	10.7	10.7	89.3	100.0
	笠岡 (876 人)		1.5	4.3	15.2	21.0	79.0	100.0
	味野 (455 人)		4.2	5.1	12.3	21.5	78.5	100.0
	備前 (524 人)		4.2	5.3	6.9	16.4	83.6	100.0
	西大寺 (463 人)		0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	岡山県合計 (8,621 人)		1.9	3.6	10.8	16.3	83.7	100.0
	全国合計 (71,301 人)		1.5	2.9	12.0	16.4	83.6	100.0
男	岡山 (432 人)	16 歳以上 45 歳以下	0.0	0.7	5.6	6.3	93.8	100.0
	玉島 (311 人)	15 歳以上 30 歳以下	6.4	6.1	5.1	17.7	82.3	100.0
	倉敷 (256 人)	14 歳以上 40 歳以下	0.0	2.0	6.3	8.2	91.8	100.0
	柏崎 (65 人)	13 歳以上 40 歳以下	0.0	4.6	7.7	12.3	87.7	100.0
	下村 (92 人)	13 歳以上 40 歳以下	0.0	0.0	5.4	5.4	94.6	100.0
	笠岡 (132 人)	14 歳以上 45 歳以下	0.8	3.0	6.1	9.8	90.2	100.0
	味野 (80 人)	13 歳以上 40 歳以下	3.8	3.8	1.3	8.8	91.3	100.0
	備前 (57 人)	14 歳以上 40 歳以下	0.0	0.0	8.8	8.8	91.2	100.0
	西大寺 (80 人)	14 歳以上 40 歳以下	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	岡山県合計 (1,505 人)		1.6	2.5	5.3	9.4	90.6	100.0
	全国合計 (15,299 人)		1.7	1.5	5.6	8.8	91.2	100.0
女	岡山 (2,006 人)	14 歳以上 40 歳以下	0.9	2.0	10.8	13.7	86.3	100.0
	玉島 (1,242 人)	15 歳以上 30 歳以下	3.3	4.2	16.5	24.0	76.0	100.0
	倉敷 (1,436 人)	14 歳以上 40 歳以下	2.4	6.4	10.9	19.6	80.4	100.0
	柏崎 (228 人)	13 歳以上 40 歳以下	0.0	2.2	15.4	17.5	82.5	100.0
	下村 (235 人)	13 歳以上 40 歳以下	0.0	0.0	12.8	12.8	87.2	100.0
	笠岡 (744 人)	13 歳以上 40 歳以下	1.6	4.6	16.8	23.0	77.0	100.0
	味野 (375 人)	13 歳以上 40 歳以下	4.3	5.3	14.7	24.3	75.7	100.0
	備前 (467 人)	14 歳以上 40 歳以下	4.7	6.0	6.6	17.3	82.7	100.0
	西大寺 (383 人)	14 歳以上 40 歳以下	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	岡山県合計 (7,116 人)		2.0	3.8	12.0	17.8	82.2	100.0
	全国合計 (56,002 人)		1.4	3.3	13.7	18.5	81.5	100.0

出典）大日本綿糸紡績同業連合会編（1898）35-39, 43-49 頁より作成。

の比率を示したものである。倉敷紡績の場合、男工の 14 歳未満の比率は 8.2% で、岡山県平均や全国平均を下回っている。11 歳未満の者はいない。女工の 14 歳未満の比率は 19.6% で、岡山県平均や全国平均をやや上回っている。11 歳未満の比率は 2.4% で、岡山県平均、全国平均を上回っている。

紡績業者としては幼年職工の雇入れは避けたいところであった⁽⁵⁾。世間では紡績業者が幼年職工を使役すると批判するが、母親などと一緒に来た幼者を請願によりやむなく職工にするのであり、

(5) 大日本綿糸紡績同業連合会編（1898）39-40, 43 頁。千本暁子（1999）。

多少の賃金を与えなければ父兄母姉を雇入れることができないのだという。一人前の仕事はできず、遊戯八分操業二分で、時々父母兄姉の操業を助けるだけである。損害を被ることもあり、工場の整理は妨げられ、規律を乱すなど弊害は少なくない。賃金や食料補助、教育衛生に要する費用を考えれば、「雇主ノ厄介者」だという。

大阪の紡績会社の元工女や東京の紡績工場、織布工場の元職工係や職員も同様の話をしている⁽⁶⁾。元工女によれば、7、8歳は10人ほど、10歳くらいは沢山おり、「工場ニ落チタ綿ヲ、白ノト黒ノト拾フテ分ケサセル、掃除サセル」と簡単な仕事を与えられていた。賃金は支払われるが、「八銭ヤル、食料七銭トラレル故一銭残ル」と、手元に入る額は1銭であった。可哀そうだからと工場へ出さず遊ばせておくこともあるが、その場合は3銭の食費が親や姉の給金から徴収された。東京の工場の元職工係などは、幼者は「リング」に配置し木管を運ばせるなど、年齢身体に応じて適当な仕事をさせると述べている。

8歳の子供に日給6銭を支払い、5歳と3歳の子供たちには2銭ずつ支払った倉敷紡績は、母親の要求を受け入れてでも雇入れなければならない事情があった。明治22年10月の創業時には、職工は地元と付近の農村から採用している。明治27年に第二工場の建設に着手した頃、通勤女工はこれ以上期待できないため県内各地や広島、四国方面で遠隔地募集を行うことにし、寄宿舍建築を決めた。明治28年末までに紡機14台の据付が終わったが、そのうちの4台は職工不足でしばらく運転できなかった。明治28年末に臨時の平家建長屋式の寄宿舍6棟等がかろうじて完成した。この寄宿舍は粗末なものであったため、寄宿舍・社宅計画を改めて立て直し、明治29年中に木造二階建ての寄宿舍と食堂などを完成させた。また平家建長屋式の寄宿舍は移転して長屋式の職工社宅として改築するとともに、新たな社宅も増設した⁽⁷⁾。幼い子供たちを連れた母親を雇入れたのは、このような時期であった。

明治34年に『職工事情』の調査員が関西の紡績工場を視察した際には、前年の操業短縮や夜業禁止の結果、幼年職工から解雇が進み、10歳以下の者は「其数甚タ少ナシ⁽⁸⁾」という状況に変わっていた。明治33年4月以降、紡績連合会は総会で操業短縮を決議したが、効果的ではなかったため同年7月にも新たな操業短縮案が採択されている⁽⁹⁾。この一連の操業短縮は職工の年齢構成を変えた。表3は、明治33年にペスト予防接種のために大阪府が調査した職工年齢別人数である⁽¹⁰⁾。男女合計では満10歳未満は1.2%、満10歳以上14歳未満は10.3%である。表4は、明治34年8月に農商務省の『職工事情』の調査員が関西16工場について実施した調査結果である。男女計では満10歳未満は0.1%、満10歳以上14歳未満は10.1%である。10歳未満の男女職工比率は1.2%から0.1%に、14歳未満は11.5%から10.2%に低下し、20歳以上の比率は46.1%から53.2%へ高くなっている。低年齢職工比率の低下傾向が確認できる。また表2でみた明治30年の紡績連合会の

(6) 農商務省編(1903b)146-157頁、「明治三十三年八月大阪の〇〇紡績会社元工女ノ談話」「明治三十三年九月東京ノ〇〇紡績工場元職工係並〇〇織布工場職員ノ談話」。

(7) 倉敷紡績株式会社編・刊(1953)48、79-82頁。

(8) 農商務省編(1903a)18頁。

(9) 飯島幡司(1949)138-139頁。

(10) 初発患者は明治32年11月8日神戸市で発生し、大阪市での初発患者の発生は11月18日であった。坂口(2005)100頁。

表 3 大阪府下 9 紡績工場における職工年齢別人数（明治 33 年）

	10 歳未満				14 歳未満					20 歳未満	25 歳未満	60 歳未満	60 歳以上	不詳	合計
	7 歳	8 歳	9 歳	計	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	計						
男 (人)	5	8	13	26	11	30	33	33	107	282	312	550	15	30	1,322
%				2.0					8.1	21.3		66.3		2.3	100.0
女 (人)	7	11	26	44	44	94	162	197	497	2,129	1,127	696	14	53	4,560
%				1.0					10.9	46.7		40.3		1.1	100.0
計	12	19	39	70	55	124	195	230	604	2,411	1,439	1,246	29	83	5,882
%				1.2					10.3	41.0		46.1		1.4	100.0

出典）農商務省編（1905）12 頁より作成。

表 4 関西 16 工場の職工男女別及び年齢別人数（明治 34 年）

	10 歳未満 (人)	14 歳未満 (人)	20 歳未満 (人)	20 歳以上 (人)	計 (人)	10 歳未満 (%)	14 歳未満 (%)	20 歳未満 (%)	20 歳以上 (%)	計 (%)
男工	7	298	1,006	4,057	5,368	0.1	5.6	18.7	75.6	100.0
女工	9	2,200	8,045	9,090	19,344	0.0	11.4	41.6	47.0	100.0
計	16	2,498	9,051	13,147	24,712	0.1	10.1	36.6	53.2	100.0

出典）農商務省編（1903a）6 頁。

表 5 大阪府下における職工教育程度（明治 30 年）

	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)			女 (人)		
				10 歳未満	14 歳未満	14 歳以上	10 歳未満	14 歳未満	14 歳以上
無教育の者	1,327 (27.2%)	4,653 (43.1%)	5,980 (38.1%)	34 (79.1%)	260 (36.0%)	1,028 (25.0%)	104 (70.7%)	1,401 (41.0%)	3,112 (43.0%)
少しく教育を受けたる者	2,509 (51.4%)	5,262 (48.7%)	7,771 (49.6%)	9 (20.9%)	390 (54.0%)	2,098 (51.0%)	43 (29.3%)	1,845 (54.0%)	3,402 (47.0%)
尋常小学を卒へたる者	1,042 (21.4%)	887 (8.2%)	1,929 (12.3%)	0 (-)	72 (10.0%)	987 (24.0%)	0 (-)	171 (5.0%)	724 (10.0%)
計	4,878 (100.0%)	10,802 (100.0%)	15,680 (100.0%)	43 (100.0%)	722 (100.0%)	4,113 (100.0%)	147 (100.0%)	3,417 (100.0%)	7,238 (100.0%)

出典）農商務省編（1905）79-81 頁，横山源之助（1985）290-291 頁より作成。

調査では 14 歳未満の職工比率は男女計で 16.4%であったことから、明治 30 年代に入ってから低下傾向にあったといえる。倉敷紡績が 8 歳の子供を雇入れたのは、紡績業界において幼年職工の雇入れが多かった時期だといえる。

幼年職工の雇入れは、彼等から普通教育を受ける機会を奪う。明治 30 年 11 月、大阪私立教育会が府下 50 名以上の職工を有する 82 工場を対象に職工の教育程度を調査した。回答があったのは 12 産業の 22 工場である⁽¹¹⁾。その結果は表 5 にあるように、職工の 38.1%が全くの無教育で、少し

(11) 横山源之助（1985）209-210 頁。

表 6 大阪府下紡績工場の職工教育程度（明治 30 年）

	紡績工場（7 工場）					
	男（人）	女（人）	計（人）	男（％）	女（％）	計（％）
無教育の者	757	3,427	4,184	28.2	40.5	37.6
少しく教育を受けたる者	1,520	4,313	5,833	56.7	51.0	52.4
尋常小学を卒へたる者	403	722	1,125	15.0	8.5	10.1
計	2,680	8,462	11,142	100.0	100.0	100.0

出典）農商務省編（1905）79-80 頁。

教育を受けた者は 49.6%，尋常小学卒業者は 12.3%である。10 歳未満では男工の 79.1%，女工の 70.7%が無教育であった。教育程度は産業によって異なる。紡績，織物，繰綿，機械及船舶，時計，硝子，瓦，硫酸及薬品，燐寸，刷毛，玉簾，活版印刷の 12 産業のうち，教育程度が最も高いのは活版印刷工場で，最も低いのは燐寸工場であった。紡績工場については表 6 に示したが，無教育の者は 37.6%，少し教育を受けた者は 52.4%，尋常小学卒業者は 10.1%であった。

2 職工教育は地域・家庭から

倉敷紡績に入社した孫三郎は，短期間で会社内外の事情に通暁した。最優先課題は「職工状態の刷新改革」であるとし，最初に取り組んだのは「職工教育の徹底」であった⁽¹²⁾。孫三郎が目にしたのは，世間から「紡績もの」と見下される品位劣等な者の集団で，「礼儀廉恥の何たるを解せず，その言動は頗る卑猥乱暴を極めていた」職工の姿であった。職工に直接教育の必要性を説いても効果は期待できず，工場と倉敷の町は密接な関係にあるとして，倉敷住民の文化向上をはかるために，倉敷町に倉敷教育懇話会を設立した。

倉敷のある都窪郡には都窪郡教育会という組織があり，「私立岡山県教育会」のもと，各市郡の教育会とともに活動していた。「私立岡山県教育会」は，明治 16 年の大日本教育会創立後，県立師範学校長岡田純夫他 4 名が創立委員となり，明治 18 年 12 月 13 日に発足した組織である⁽¹³⁾。私立とはいえ知事を総理とする会であり，民間性は希薄であった⁽¹⁴⁾。その後数年の間に各郡市に教育会が設立され，倉敷のある窪屋郡には窪屋郡教育会が設立された⁽¹⁵⁾。

明治 33 年に窪屋郡と都宇郡と合併して都窪郡になると，教育会も都窪郡教育会となった。孫三郎は特別会員となり会合にも出席したが，「保守的気配の濃厚なこの会にはあき足らぬもの⁽¹⁶⁾」を感じたという。明治 30 年代には，岡山市をはじめ他の郡では，岡山県主導のもと多様な活動を展開するようになっていた。県では明治 31 年と 32 年には中学校増設を「将来学事施設上須要ノ

(12) 倉敷紡績株式会社編・刊（1953）97-98 頁。

(13) 岡山県教育会編・刊（1936）1 頁。

(14) ひろたまさき・倉知克直（1988）316 頁。

(15) 岡山県史編纂委員会編（1985）737-738 頁。明治 24 年には「私立岡山県教育会」をはじめ，岡山市と各郡には基本的には 1 つの教育会が設置されており，43 の教育会が活動している（『岡山県学事第 13 回年報 明治 24 年』70 頁（国立国会図書館デジタルコレクション）。

(16) 大原孫三郎傳刊行会編（1983）44-45 頁。

件⁽¹⁷⁾」の一つにあげた。そして各地で誘致活動が行われ、明治32年の中学校令の発令後の明治35年、小田郡に県立矢掛中学校が開校したのである。明治34年の「将来学事施設上須要ノ件⁽¹⁸⁾」は、小学校の設備の完整、就学児童の増加、低度の実業学校及び実業補習学校の設置の奨励、実業学校の施設の完備、女子師範学校の設置と女教員の養成、高等女学校の増設、図書館の設置などである。しかし都窪郡教育会の活動目的は、「小学校教育者の修養と知識の向上⁽¹⁹⁾」にとどまっていた⁽²⁰⁾。

孫三郎の不満は、倉敷では中学校の新設運動が起こらなかっただけでなく、小学校教育さえも低調を極めていることにあった⁽²¹⁾。岡山市では、教育懇話会の活動によって商業補習学校の設置などが実現していた。この会の積極的、実的なやり方に注目した孫三郎は、倉敷でも同様の活動を始めようとし、明治35年1月の町内の新年祝賀会において有識者が多数集まっている席上で、学校教育や社会教育の問題についての意見交換を目的とした教育懇話会の設立を提案したのである⁽²²⁾。幹事に就任したのは、倉敷高等小学校の男子校校長と女子校校長、倉敷尋常小学校校長と倉敷紡績の木山精一と孫三郎である⁽²³⁾。孫三郎はその年の10月には備中連合会会長に推挙されるが、一般教育者たちや保守的な意見を持つ人々とは意見が合わず、12月には都窪教育会を脱退した⁽²⁴⁾。倉敷町の学務委員にも就任したが、長くは続けなかった⁽²⁵⁾。こうして既存の地域の教育活動とは一線を画して、新たな活動を始めたのであった⁽²⁶⁾。

倉敷教育懇話会は明治35年12月に岡山県知事松垣直右、法学博士仁保亀松を招き第1回倉敷日曜講演会を開催した。その後も東京、京都などから一流の学識者を招き、1925年8月2日まで76回にわたって開催している。大津寄勝典が述べるように、講師たちの交流が孫三郎の見識を高め、実践の参考となったことだろう⁽²⁷⁾。

(17) 『岡山県学事第20回年報 明治31年』21頁、国立国会図書館デジタルコレクション。『岡山県第21回学事年報 明治32年』26頁、国立国会図書館デジタルコレクション。

(18) 『岡山県第22回学事年報 明治34年』36-37頁、国立国会図書館デジタルコレクション。

(19) 大原孫三郎傳刊行会編（1983）45頁。

(20) 窪屋郡教育会の事業概要は、明治24年「小学校維持拡張ノ方法、教育上時事問題、他府県他都市学況参観、理化学実地試験等」、明治25年「教員及教育篤志者ヲ以テ組織シ、小学校維持拡張、教育上時事問題、理科実地試験等」、明治26年「教員及教育篤志者ヲ以テ組織シ、小学校維持法及教育上事故（時事カ）問題、理科実地試験等ヲナス」、明治27年「教員及教育篤志者ヲ以テ組織シ、小学校維持拡張、教育上時事問題ノ討議等ヲナス」である。市郡別の事業内容が分かるのは明治24年から明治27年までであるが、この間「小学校維持法」あるいは「小学校維持拡張」を目的としてあげているのは窪屋郡教育会だけである（『岡山県学事年報』（第13～16回）国会図書館デジタルコレクション）。

(21) 大原孫三郎傳刊行会編（1983）44-45頁。

(22) 犬飼亀三郎（1973）24頁。

(23) 倉敷紡績株式会社編・刊（1953）98頁。

(24) 敬堂会伝記編集部（1944）5-6頁。

(25) 犬飼亀三郎（1973）25頁。

(26) のちに岡山県教育会にも関与したのであろうか、明治44年3月には名誉会員に推薦されている。岡山県教育会編・刊（1936）164頁参照。

(27) 大津寄勝典（2004）258-261頁。同書には開催年月日と講師、論題の一覧が掲載されている。

3 低迷する小学校就学率

表7は、明治14年から42年までの都宇郡、窪屋郡、両郡合併後の都窪郡、倉敷、岡山市、岡山県の就学率を示したものである。就学率は、6歳から14歳までの学齢児童数に占める就学者数の比率である。学齢児童数とは、就学者（就学中の者と尋常小学校4か年を修了した卒業退学者）と不就学者（未就学者と未卒業退学者）の合計である。

表7では都宇郡、窪屋郡などの地域の相対的な地位の変化が分かるように、岡山県平均を下回っている数字は網掛け太字にしている。都宇郡、窪屋郡と孫三郎が注目した岡山市の動向を確認しよう。都宇郡、窪屋郡の明治10年代の就学率は、明治17年の都宇郡を除き、県平均を上回っている。明治18年、19年は両郡とも県平均より約10ポイント高い。明治20年代に入ると、明治24年、25年の岡山市は明治14年の水準を下回るほど低下し、男子は県平均を下回っている。ところが明治26年から急上昇する。明治28年以降、都宇郡では女子が、窪屋郡では男子が県平均を下回るようになった。明治33年度以降は急速に上昇する。明治32年から明治34年4月30日の間の変化は、岡山市は90%を超える高水準であるために数%の上昇であるが、岡山県は、男子は8.8ポイント、女子は18.4ポイント上昇した。都窪郡は男子12.2ポイント、女子23.2ポイントと、県平均を上回る上昇である。この就学率の変化は明治33年8月に第3次「教育令」が發布され、授業料が無料化されたことによる。

小学校就学率の伸び率などの変化は、農村地帯と都市部もしくは工業発展地域では異なる。玉井康之は、大都市がなく、地方都市のような位置づけができる岡山県であるが、大都市と同じように相対的に地位の低下がみられる地域があると指摘した⁽²⁸⁾。では明治20年代後半の都宇郡・窪屋郡の小学校就学率の低下が、地域の工業化とどのように関連しているのかをみていこう。

都宇郡・窪屋郡において未就学理由の多くが「貧窮」であった。表8にあるように明治28年には女子の場合、都宇郡は41.5%、窪屋郡は33.4%が「貧窮」を理由とした未就学である。「貧窮」の具体例は、明治24年から27年までの父兄の職業別に就学率と不就学理由についての調査から知ることができる⁽²⁹⁾。明治24年調査では不就学理由は「廃疾ノモノ」、「疾病ニ罹リ速ニ治癒ノ目的ナキモノ」、「身体ノ發育尚ホ就学ノ度ニ適セザルモノ」、「父母疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキモノ」、「一家貧窶ノモノ」、「学校距離遠隔ノモノ」の6項目からなる。「貧窮」に相当する項目は「一家貧窶ノモノ」である。明治25年以降の調査では、項目名が変更され「児童ヲ就学セシムレハ一家ノ生活ニ差支アルモノ」となる。これらから「貧窮」を理由とする未就学者とは、「一家貧窶ノモノ」や「児童ヲ就学セシムレハ一家ノ生活ニ差支アルモノ」である。

「貧窮」を理由とした不就学は、常に女子が男子の数を上回り、2倍以上にのぼることもある。授業料の負担から就学は女子より男子が優先され、父母が働きに出た後の弟妹の世話や家事には女子が重宝がられたためである。また父母の収入を補うために就労しなければならない場合には、就

(28) 玉井康之（2000）。玉井は明治中期の地方別就学率の推移を検討し、明治33年時点で中国地方は就学率が最も高く、岡山県はその中でも就学率が高いことを明らかにしている。

(29) 各年の『岡山県学事年報』国立国会図書館デジタルコレクション。

表7 明治14～42年 都宇郡・窪屋郡・都窪郡・倉敷・岡山市・岡山県の小学校就学率（％）

	都宇郡			窪屋郡			都窪郡			倉敷			岡山市			岡山県		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治14年	65.5	36.1	52.4	68.8	51.0	60.7	67.2	44.2	56.8				72.5	62.1	67.6	63.7	35.3	50.4
明治15年			66.7			63.7			65.1						73.3	71.8	46.3	59.8
明治16年			60.7			66.5			63.7						72.7	71.9	46.1	59.7
明治17年			57.1			64.3			60.8						74.6	71.3	45.4	59.1
明治18年			76.0			77.6			76.8						75.1	76.5	55.2	66.5
明治19年			75.7			76.7			76.2						77.0	75.9	55.3	66.2
明治20年																70.6	50.7	61.2
明治21年																70.3	49.3	60.4
明治22年																72.3	50.0	61.8
明治23年																72.7	50.1	62.0
明治24年	83.6	61.9	73.5	81.3	63.0	73.1	82.4	62.5	73.3	77.6	61.4	70.1	66.1	56.8	61.7	74.6	52.5	64.2
明治25年										78.7	62.6	71.3	69.0	57.2	63.4	75.6	53.7	65.4
明治26年	80.7	62.0	72.0	78.9	59.7	70.3	79.8	60.8	71.1	77.6	62.2	70.5	85.3	75.9	80.9	76.7	55.4	66.8
明治27年	81.4	65.5	74.0	85.6	67.6	77.5	83.6	66.6	75.8				89.6	80.7	85.4	78.7	58.0	69.1
明治28年	80.2	55.1	68.8	78.5	59.9	70.2	79.3	57.7	69.5				89.8	83.1	86.8	78.6	58.0	69.1
明治29年	82.3	56.4	70.6	78.6	63.6	71.9	80.4	60.2	71.3				94.8	90.3	92.7	81.5	61.8	72.4
明治30年	84.9	62.2	74.8	82.3	67.5	75.8	83.5	65.0	75.3				95.4	92.1	93.9	83.8	64.8	75.1
明治31年	86.0	63.8	76.3	82.4	64.7	74.5	84.1	64.3	75.3				97.3	95.1	96.2	84.8	67.4	76.8
明治32年	86.8	64.3	76.9	83.4	70.1	77.5	85.0	67.4	77.2				95.2	92.4	93.9	86.1	69.4	78.4
明治33年度							91.9	75.2	84.5				98.3	97.2	97.8	91.7	77.7	85.1
明治34年							97.2	90.6	94.2				98.6	97.9	98.2	94.9	87.8	91.6
明治34年度							97.9	92.5	95.5				99.0	98.6	98.8	96.3	90.6	93.6
明治35年							98.7	95.7	97.4				99.1	98.7	98.9	97.2	92.9	95.2
明治35年度							99.0	96.3	97.8				99.5	98.8	99.2	97.7	94.0	96.0
明治36年度							99.2	97.6	98.5				99.6	99.3	99.4	98.1	95.5	96.9
明治37年度							99.6	98.6	99.2				99.6	99.3	99.4	98.7	97.1	97.9
明治38年度							99.8	99.6	99.7				99.7	99.6	99.7	99.6	99.4	99.5
明治39年度							99.7	99.7	99.7				99.9	99.7	99.8	99.8	99.7	99.7
明治40年度							99.9	99.9	99.9				99.9	99.6	99.8	99.8	99.7	99.8
明治41年度							99.8	99.8	99.8				99.8	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8
明治42年度							99.7	99.5	99.6				99.8	99.6	99.7	99.8	99.7	99.8

注）・明治32年までは12月31日調べ、明治33年度以降は年度末（翌年）3月31日調べである。ただし、明治34年と明治35年は当年4月30日調べである。

・岡山県平均を下回っている数字は網掛け太字にした。

・明治32年以前の都窪郡のイタリックの数字は、都宇郡と窪屋郡の数値から算出した。

出典）『岡山県統計書』『岡山県学事年報』より作成。

業機会が多い女子が就労して家計を支える役割を果たすこともある。

明治30年の都宇郡・窪屋郡には、工場数は87、職工数は4,925人で、いずれにおいても県下で最大である。この地域の特徴は、倉敷紡績という最大規模工場があると同時に、職工数10人から30人台の小規模工場が多いことである。小規模工場のほとんどが畳表・花筵などの蘭草を原料とする蘭筵工場で、工場数は81、職工数2,146人である⁽³⁰⁾。花筵は輸出を目的として明治10年代に

(30) 神立春樹（1980）221頁。

表 8 都窪郡における貧窮を理由とする不就学児童の比率（％）

	都宇郡			窪屋郡			都窪郡		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治 27 年	10.2	24.7	16.9	11.5	25.3	17.8	10.9	25.0	17.4
明治 28 年	18.6	41.5	29.0	17.3	33.4	24.5	17.9	37.1	26.6
明治 29 年	16.3	39.7	26.9	17.9	31.4	23.9	17.1	35.3	25.3
明治 30 年	13.6	34.3	22.8	14.3	29.0	20.8	14.0	31.5	21.7
明治 31 年	13.0	33.6	22.0	14.6	31.3	22.1	13.9	32.3	22.1
明治 32 年	12.4	34.8	22.3	13.4	25.8	18.9	12.9	29.9	20.5
明治 33 年度							7.2	23.5	14.4
明治 34 年度							1.4	6.5	3.7
明治 35 年度							0.5	3.0	1.6

注）計算式は、「貧窮」を理由とする不就学者 / (就学者 + 不就学者) × 100。

明治 32 年までの都窪郡の比率のイタリックの数字は、都宇郡と窪屋郡の人数を合計して算出した。

出典）『岡山県統計書』『岡山県学事年報』より作成。

製造が始まり、明治 36 年には都窪郡の花蒔は全国生産額の 38% を占めていた。花蒔工場の特徴は、畳表や麦稈真田紐などの製造所に比べ、規模が大きいことである。畳表や麦稈真田紐の生産は副業的生産に終始していたが、明治 28 年、大規模な花蒔製造所には、従業員 448 人の綾蒔社をはじめ、従業員 140 人、85 人、80 人の工場があった。しかし明治 30 年のアメリカの関税法の改正により、最大の輸出先のアメリカ市場でアメリカ国産品や中国製品との価格競争を繰り広げることになり、花蒔製造業者は副業的的家内工業や出機による生産への切り替えを迫られ、明治末期には副業的生産へ変化していった⁽³¹⁾。

明治 20 年代中期以降の花蒔製造の成長期には、職工を確保するために賃金が高騰し、倉敷紡績からの転業者も増え、倉敷紡績は職工確保に苦労している⁽³²⁾。この時期の花蒔工場が学齢期の女子を雇入っていたことは、明治 28 年の都宇郡女子の 41.5%、窪屋郡女子の 33.4% という貧窮比率の高さから推測できる。こうした地域の工業化が就学率の低下を招くという状況の中で、倉敷紡績が教育の重要性を訴え職工教育を実施することの意義は大きい。

4 工場内での職工教育

明治 35 年 3 月、孫三郎は倉敷本社工場内に職工教育部を設置し、小学校教育を受けていない職工に基礎教育を実施するとともに、精神修養的なキリスト教の伝道を行った。そして 4 月 1 日から

(31) 明治 27、8 年には大会社数 30 有余に達し、100 台以上の製蒔期を有する大工場も少なくなかった。岡山県重要物産同業組合連合会編・刊（1930）、24 頁。倉敷市史研究会編（2002）433-437 頁。

(32) 倉紡史編纂室『倉敷紡績六十年史』（稿本、大阪大学所蔵）197-198 頁。東京大学社会科学研究所編・刊（1970a）10 頁。

は工場寄宿舎内に倉敷尋常小学校の教師数名を聘して小学校教育を開始した⁽³³⁾。

雇用主が雇入れた者の教育に責任を負うのは、江戸期には一般的であった。商家であれば、10歳前後で雇入れ、衣食住はもとより教育、監督、病気の治療など一切の責任を負っていた。業務のあいている夜間には、読み書きそろばんの手習いをさせた。明治期になっても、商店では夜間に珠算や習字、読書、簿記などを自修させ、先輩が教えることもあった⁽³⁴⁾。女子の場合、行儀見習いや家事見習いを目的とした女中奉公は、結婚に必要な教養や技術を身につける場であった。忙しさや貧しさのために家庭で教えることができない場合は、子供を主家に預け教育してもらうのであった⁽³⁵⁾。このように主家は女中として受け入れた女子の教育には責任を負っていた。明治5年開業の鹿島紡績所が女工を募集したが、応募する女性はいなかった。そこで職工としてではなく、東京市内の女中奉公と同一の条件で募集して採用した⁽³⁶⁾。職工になれば賃金が支給されるが、職工紡績所で技能を獲得してもその技能は紡績所でしか役に立たない。結婚前の数年間だけ家を離れて働く予定の女性には、結婚に必要な教養や技術を習得できる女中奉公が好まれたのである。

多くの女性を雇入れた生糸工場や紡績工場でも、職工教育には関心を持っていた。明治7年の『信飛新聞』に掲載された「女工兼学」というタイトルの記事には、監督者は工女の作業を監督するだけでなく、小学校教科を教えており、作業中の工女が流行歌など歌わない姿は、あたかも学校の中にいるようだとある⁽³⁷⁾。神津善三郎は、この製糸場は諏訪深山田製糸場ではないかと推測する⁽³⁸⁾。諏訪深山田製糸場は江戸期の豪商小野組の事業である。明治7年8月には小野組が出資した「六工社」が開業するが、この製糸場は『富岡日記』の和田英が教婦として働いていた工場として有名である。同書には六工社での夜学の様子が記されている⁽³⁹⁾。

明治10年7月開業の官営の新町紡績所でも、開業後数年経過した時期に職工教育を開始している。開業前の明治10年6月に制定した「新町紡績所入場仮規則⁽⁴⁰⁾」には、「技男ハ算筆ヲ心得タル者タルヘシ」とあるが、技女の教育程度は問うていない。明治13年1月に「教官ヲ雇ヒ、余暇ヲ以テ技女ニ書算ヲ学ハシム⁽⁴¹⁾」と教師を雇い普通教育を始めた。また同年3月には「寄宿技女中年長熟達ノ者ヲシテ技女ニ裁縫ヲ教ヘシム⁽⁴²⁾」と、裁縫を教え始めている。

(33) 倉敷紡績が工場内に尋常小学程度の普通教育施設を設置したのはこの時が最初であるとされているが、紡績連合会による明治30年の調査報告書には、職工教育実施工場の一覧に倉敷紡績がある。大日本綿糸紡績同業連合会編（1898）122頁参照。本稿では、社史などの記載に基づいて、明治35年4月開校として扱う。

(34) 大阪商工会議所編・刊（1964）235頁。丸山侃堂・今村南史編（1912）16-17、78頁。千本暁子（1994）。

(35) 清水美知子（2004）19-20頁。

(36) 千本暁子（1982）7頁。

(37) 「此製糸場元方ハ東京小野善助ニテ、桑原町土橋氏之ヲ管理シ、関存齊ヲシテ女功ヲ督（タダ）サシム、関氏ハ当世ノ事務ニ通達セシ人ニテ、其思慮ヲ以テ勸業ノ処女（ムスメ）等小学教科ノ書籍ヲ暗誦シ、時行（ハヤリ）ノ俗唄（ウタ）ヲ唱ヘズ、宛モ学内ニ居ルニ異ラズ」『信飛新聞』第12号、明治7年1月、有賀義人編（1970）所収。

(38) 神津善三郎（1978）216頁。

(39) 神津善三郎（1978）217頁。和田英（1978）130-132頁。

(40) 岡本幸雄・今津健治編（1983）161-163頁。

(41) 岡本幸雄・今津健治編（1983）209頁。

(42) 岡本幸雄・今津健治編（1983）217頁。

仕事の効率性を妨げる職工の無教育は、労務管理上、弊害であった。紡績業者も、職工教育は「緊要益々其度ヲ高メ、今や紡績業者ノ輕々ニ黙過ス可カラザルノ時トナレリ⁽⁴³⁾」と、その必要性を強く認識していた。紡績連合会は寄宿舎等で普通教育を実施している工場を調査し、「職工ニ関スル教育一覧表⁽⁴⁴⁾」として報告書に掲載している。この調査と同時期の明治30年夏、大阪地方で紡績工場の職工教育について調査した横山源之助は、「職工教育の真似事」を行っている工場は多少あるとしつつも、11時間半の労働後の学習に成果を求めることは無理であり、それでは職工教育を行っていないのも同然だと断じた⁽⁴⁵⁾。

職工教育の必要性を認識し、費用をかけて実施しても、成果を上げることは容易ではない。長時間の仕事とそれを終えた後の勉強の両立が難しいのは、商店の店員も同様である。経費は主家持ちで毎夜1時間ないし2時間ずつ強制的に普通学を教授したり、付近の夜学校へ通学させても、店舗が住宅と一緒にいる小売店では厳格な就業時間の規定はなく、夜間の業務もあり、たとえ少しの時間がとれたとしても終日の労働によって心身の過労で余裕もなく、強いて勉強をするとなれば翌日の業務に影響する。大阪では夜学の徒弟学校や補習学校ができ、各店進んで店員を通学させたが、入学者は多いが1年もたたないうちに半数がやめてしまい、大部分が閉校するに至った⁽⁴⁶⁾。長時間労働や二交代制といった働き方では、学ぶ意欲があっても、それを持続させることは難しい。

職工教育の成果が上がらない中、明治33年8月20日に改定公布された第三次「小学校令」は、保護者だけでなく雇用主に対しても学齢児童を就学させる義務を課した。職工徒弟の労働と学校教育との関係が初めて明確にされたのであった⁽⁴⁷⁾。第三次「小学校令」は、第32条で保護者が学齢児童を就学させる義務を負うとした⁽⁴⁸⁾。また第35条では、雇用主が学齢児童を雇用することによって就学を妨げてはならないと定めた⁽⁴⁹⁾。雇用主は就学を妨げてはならないという第35条の規定は、尋常小学校未修了者の雇用を全面的に禁じたのではない。文部省は「明治33年文部省訓令第10号」において、「未タ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル児童ハ仮令貧家ノ子弟ナリト雖モ之ヲ雇傭セサラシムルノ旨意ニアラス」と、未就学の貧家の子弟には雇用主が簡易便宜な方法で教育を施せという趣旨だと説明した⁽⁵⁰⁾。

(43) 大日本綿糸紡績同業連合会編（1898）119頁。

(44) 大日本綿糸紡績同業連合会編（1898）121-123頁。

(45) 横山源之助（1985）216頁。

(46) 丸山侃堂・今村南史編（1912）78-80頁。

(47) 文部省編（1972）295頁。

(48) 「第32条 児童満六歳ニ達シタル翌月ヨリ満十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ学齢トス、学齢児童ノ学齢ニ達シタル月以後ニ於ケル最初ノ学年ノ始ヨリ以テ就学ノ始期トシ尋常小学校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就学ノ終期トス、学齢児童保護者ハ就学ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄学齢児童ヲ就学セシムルノ義務ヲ負フ」

(49) 「第35条 尋常小学校ノ教科ヲ修了セサル学齢児童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ児童ノ就学ヲ妨クルコトヲ得ス」

(50) 関係箇所は以下のとおり。「改正小学校令中雇傭ニ依リテ学齢児童ノ就学ヲ妨クルヲ得サルコトヲ規定セラレタルハ、苟モ未タ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル児童ハ仮令貧家ノ子弟ナリト雖モ之ヲ雇傭セサラシムルノ旨意ニアラス、寧ろ雇用主ヲシテ簡易便宜ノ方法ニ依リ其ノ雇傭スル児童ニ教育ヲ施サシメントスルノ精神ニ外ナラス」（明治33年8月22日文部省訓令第10号）『官報』第5142号、2頁、国会図書館デジタルコレクション）。

第三次「小学校令」施行後の明治34年12月、農商務省は各種工場における職工に対する教育施設の調査を行った⁽⁵¹⁾。236の各種工場に対し職工に対する教育、衛生、娯楽、貯蓄節儉の奨励などの施設に関する調査を依頼し、123工場から回答があった。紡績工場では分工場を含め68工場に照会し、回答したのは47工場で、そのうちの35工場が「學術教授ノ施設アル」と回答した。「多少學術教授ノ注意ヲ為ス」と回答したのは5工場、「定期又ハ臨時ニ講話幻燈ヲ為す」と回答したのは38工場であった。岡山県下では、吉備紡績は明治34年2月、備前紡績は明治34年4月、岡山紡績は明治34年11月に、寄宿舎や事務所を改修して教場を創設したとある。いずれも第三次「小学校令」公布後である。ちなみに回答した工場の中に倉敷紡績の名前はない。

教育施設が整えられても、横山源之助が指摘するように、労働時間の減少などの労働環境の改善がなければ、それらを有効に活用することはできない。しかし、中には工夫して教育の成果を上げている工場もあった。横山は大阪の紡績工場の職工教育は厳しく批判したが、優れた成果を上げている例として、大阪市に隣接する堺市の段通織物工場の職工教育を詳しく紹介している⁽⁵²⁾。明治28年2月開校の「段通職工教育部簡易学校」は段通組合に付属し、生徒数は1,600人で教場は4か所に置かれている。また『職工事情』にある生糸工場主の談話⁽⁵³⁾によれば、工女の教育法を尋ねられた生糸工場主は、学齡児童を就学させる義務を負っているとはいえ父兄に代わって就学させることは甚だ困難であるが、工場で夜に特別学級を設けて初等教育を施していると答えている。工場主は、教育は職工と工場主双方の利益になるという強い信念の持主である。こうした職工教育を続けるには、様々な妨害行為があるようだ。堺市の「段通職工教育部簡易学校」の場合は、設立に至るまで「種々の妨害を受け故障を経て漸く今日に至りしなり」とあり、生糸工場主も「私方ノ夜学ニ付テ他ヨリ苦情ヲ申込マルル事多シ」と話している。どのような妨害、苦情があったのか詳細は不明である。

倉敷紡績が職工教育を始めたのは、第三次「小学校令」施行後のことである。1年半ほど経過した明治36年夏、宇野利右衛門⁽⁵⁴⁾が視察に訪れた。宇野は13歳で小学校の中等科を3年で中途退学して滋賀県の商家に奉公入りし、20歳で大阪に出て大阪時計製造会社や大阪造幣局などで職工生活に入った経歴を持つ。26歳で大日本職工教育会幹事和田助一の招きで同会に入会し、職工生活の余暇を割いて機関誌『工業の花』の編集に従事するようになり、やがて同会の専従職員となる。明治36年には1回目の、明治38年末には2回目の工場視察旅行に行っており、2回とも倉敷紡績を訪問している。後に宇野は「倉紡の職工待遇法」と題して、当時の様子を述べている⁽⁵⁵⁾。

丁稚奉公や職工生活の経験のある宇野であったが、「三十八年の末、吾人が二回目の中国巡回をやった頃までは、甚だしき悲惨な状態にあったものである」と振り返っている。明治36年に初めて訪れたときには、「寄宿舎に於ける工女の悪風、社宅に於ける職工生活の憐むべき状態には、大いに驚いた」とある。そして明治34、35年頃の農商務省の工場調査によれば、日本国中で職工に

(51) 農商務省編（1903c）、間宏監修・解説（1987）所収。

(52) 横山源之助（1985）216-225頁。

(53) 「明治三十四年十二月某生糸工場主談話」（農商務省編（1903b）274-279頁）。

(54) 宇野の経歴は、間宏監修・解説（1989）参照。活動については、藤田貞一郎（1973）、間宏（1978）参照。

(55) 宇野利右衛門（1911）「倉紡の職工待遇法」、東京大学社会科学研究所編・刊（1970b）所収。

表 9 職工徒弟に関する警察事故件数 (明治 34 年)

	東京 (件)	大阪 (件)	京都 (件)	神奈川 (件)	兵庫 (件)	愛知 (件)	岡山 (件)	埼玉 (件)	群馬 (件)	長野 (件)	計 (件)	岡山 (%)	計 (%)
工業主又ハ其家族使用人等ニ於テ職工徒弟ヲ虐待シタルモノ	0	0	23	0	0	5	1	8	4	0	41	0.0	0.8
職工徒弟ニ於テ工業主又ハ其家族使用人等ニ対シ同盟罷工ヲナシタルモノ	1	0	0	1	71	1	8	0	0	3	85	0.2	1.6
同盟罷工ニ類スル反抗ヲナシ又ハ反抗ヲ企テタルモノ	4	2	1	0	9	3	152	0	0	0	171	4.6	3.1
工業主ヨリ職工徒弟逃亡ノ訴ヲ受ケタルモノ	10	26	152	13	42	24	747	120	6	48	1,188	22.6	21.8
工業主ヨリ他工業ニ転シタル職工徒弟等ノ引戻ヲ申請シタルモノ	0	8	44	2	16	29	463	3	10	12	587	14.0	10.8
職工徒弟ノ家元ヨリ本人ノ引戻行方搜索等ノ訴ヲ受ケタルモノ	50	196	100	10	177	48	901	42	94	93	1,711	27.2	31.4
工場主カ他工場ノ職工徒弟ヲ誘拐シタルモノ	0	24	55	0	7	5	182	0	1	11	285	5.5	5.2
職業紹介業者ガ甲工場ノ職工徒弟ヲ誘拐シ乙工場ニ転セシメタルモノ	1	6	36	0	0	27	458	3	4	6	541	13.8	9.9
前同上他ノ業ニ転セシメタルモノ	0	5	27	0	0	9	58	1	0	0	100	1.8	1.8
職業紹介業者ガ工女又ハ其父兄等ヲ欺キ職工徒弟トナシメ以テ紹介手数料等ヲ貪リタルモノ	2	0	0	0	0	0	91	6	4	0	103	2.8	1.9
職業紹介業者ガ職工徒弟ヲラントスル者ヲ欺キ所持ノ金品ヲ貪リタルモノ	0	0	0	0	1	0	55	2	0	0	58	1.7	1.1
前同上欺キテ娼妓酌婦等ニ売り又ハ売ラントシタルモノ	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	0.0	0.1
同上密売淫ヲナシ又ハハナサシメントシタルモノ	1	0	0	0	0	0	7	1	0	0	9	0.2	0.2
其他職工紹介業者ニシテ不正ノ行為ヲナシ又ハハナサシメントシタルモノ	0	0	86	0	0	0	55	0	0	0	141	1.7	2.6
職業紹介業者以外ノ者カ前数号ノ行為ヲナシ又ハハナサシメントシタルモノ	0	17	4	0	0	7	59	1	0	1	89	1.8	1.6
職工徒弟カ工場又ハ付属寄宿舎ニ於テ窃盗其他ノ犯罪ヲナシタルモノ	7	52	14	15	47	26	48	29	7	6	251	1.5	4.6
職工徒弟ガ密売淫ヲナシタルモノ	0	3	0	0	0	2	11	0	0	2	18	0.3	0.3
工場ヨリ逃亡シタル職工徒弟途中疾病ニ罹リ救護ヲ要シタルモノ	0	1	3	0	0	0	注) 1	0	0	1	6	0.0	0.1
同上旅費ニ窮シ又ハ他ノ事情ニ依リ救護ヲ要シタルモノ	7	1	2	2	18	1	0	0	0	1	32	0.0	0.6
工場ヨリ解雇セラレタル職工徒弟前二号ノ救護ヲ要シタルモノ	0	0	0	0	15	1	10	2	2	0	30	0.3	0.6
計	83	341	547	43	403	188	3,308	219	133	184	5,449	100.0	100.0

注) 資料では 0 となっているが、1 の誤植と思われる。

出典) 農商務省編 (1905) 81-83 頁。

関する警察事項の最も多いのは岡山県で、同県下の警察で最も多いのは倉敷警察であったことも指摘している。職工には前科者の悪漢、諸方を流れ渡った工女等が多数を占めており、警察事故数も多いとあるが、どのような事故だったのかをみておきたい。

農商務省は明治34年分の「職工徒弟ニ関スル警察事故件数」について、東京、大阪、京都、神奈川、兵庫、愛知、岡山、埼玉、群馬、長野の三府七県に照会し調査した⁽⁵⁶⁾。表9にあるように、事故総数5,449件のうち岡山県は3,308件で、そのうちの2,723件が倉敷署において起こっている⁽⁵⁷⁾。事故内容別にみると、最も多いのは「職工徒弟ノ家元ヨリ本人ノ引戻行方搜索等ノ訴ヲ受ケタルモノ」で、事故件数全体の27.2%である。次いで多いのは「工業主ヨリ職工徒弟逃亡ノ訴ヲ受ケタルモノ」（22.6%）で、「工業主ヨリ他工業ニ転シタル職工徒弟等ノ引戻ヲ申請シタルモノ」（14.0%）、「職業紹介業者カ甲工場ノ職工徒弟ヲ誘拐シ乙工場ニ転セシメタルモノ」（13.8%）が続く。このように警察事故のうち職工徒弟の家元や工業主からの訴えや職業紹介業者が引き起こした問題が78%を占めている。

定着しない職工を対象に教育を行っても、成果を上げることは容易ではない。ところが学習面の成果はともかくとして、わずか2年の間に職工の品位の高まりがみられたのであった。それまで会社の重役にお辞儀ひとつできなかった者が丁寧に礼儀を守ようになり、飲食物にも細心の注意を払うようになるなど、素行や衛生面で著しい進歩を示すに至った。「醜惡な職工状態が年を逐うて改善され⁽⁵⁸⁾」、教育の成果が目に見えて現れたという。

5 効果的な職工教育の追求

職工教育の経費は会社が負担し、事業は倉敷教育懇話会に委嘱する形で実施された。明治37年7月に職工教育の状況を報じた『山陽新報⁽⁵⁹⁾』によると、朝夕2回各2時間、尋常小学校程度の授業を行った。生徒は6歳から14歳までという学齢年齢にこだわらず就学させ、学年は1年から4年までと補習科1学年を設けていた。科目は修身・国語・算術・唱歌及裁縫の5科目、生徒数は125名、そのうち学齢児童は3分の1で、他は学齢外年長者である。出身地は岡山県下出生のものが3分の1で、他は広島・香川・愛媛の出生であった。教師4名は総て倉敷尋常小学校教員の兼務で、2人交代で授業を行い、1か月21円を支給している。

不況による深夜業の休止は、職工教育を順調に進めることができた要因の一つといえよう。倉敷紡績の操業状況を報じた明治37年4月の新聞記事には、「操業時間、昼業12時間」、「職工、男110人、女617人、計727人」、「休憩時間、一日三回1時間」、「寄宿舎、女子寄宿舎341人、社宅91人」、「裁縫所、教師ヲ聘シテ裁縫ヲ教授ス」、「日用学科教授、毎夜7時ヨリ2時間位教授ス、

(56) 農商務省編（1905）81-83頁。明治35年分については農商務省編（1902）50-53頁。明治35年分の府県別のデータはない。

(57) 倉敷紡績では工女の逃亡を阻止するため、請願巡視制度を利用していた。東京大学社会科学研究所編・刊（1970a）15頁。

(58) 倉敷紡績株式会社編・刊（1953）99頁。

(59) 『山陽新報』明治37年7月14日、倉敷市史研究会編（1998）1136頁。

学科ハ修身、算術、書キ方、読ミ方、綴方、唱歌等」とある⁽⁶⁰⁾。

明治 37 年 7 月に夜間休業していたところを元に戻して昼夜業を開始するにあたり職工 1,000 人余りを募集することになった。『山陽新報』には「同会社の特色とも言ふべきは職工にして目を一丁字なきものを教育する為め教育部を設け居り執業後余暇を以て普通教育を授くるに在りと云ふ⁽⁶¹⁾」とあり、採用にあたって全く読み書きができなくても普通教育を授けるとうたっている。戸主の承諾書文中にある雇用契約条件の中には、「教育に関する方法」として「本社内に学校を設け、各科共専門の教師を聘し、各自の希望に任せて毎日教授す。教授の方法は、各生徒を甲乙二級に分ち、各一時間宛を教授するものとす。而して学科は高等小学校の科程に準じ、普通学を修めしむ。これに要する書籍器具等は、悉皆会社より貸与す⁽⁶²⁾」とあり、教育することを約束している。

職工教育は、寄宿舎飯場の改革によって大きく前進した。倉敷紡績の寄宿舎では 3 名の飯場請負師が炊事賄をするだけでなく、寄宿舎や社宅に居るものに日用品を販売して利益を得たり、職工の入社、退社にも関係して紹介料・手数料を稼いでいた⁽⁶³⁾。それだけでなく職工に対しては親分として大変な権力をもっており、職工の生殺与奪の特権をもっていた⁽⁶⁴⁾。これは倉敷紡績に限ったことではない。大阪府は明治 27 年に「紡績場職工募集並紹介人取締規則⁽⁶⁵⁾」において「紡績業者ハ寄宿所ヲ設ルトキハ自ラ之ヲ管理スヘシ」と定めた。寄宿舎が直営でないことが、職工の誘拐や引き抜きなどの多くの問題を引き起こしていたからである。

寄宿舎飯場制度の改革には多くの困難を伴ったが、明治 39 年 1 月 13 日に全廃した⁽⁶⁶⁾。孫三郎は「寄宿舎から逃走する女工も多く、一年に七百人にも上った。それは逃走者を捕えた場合には一人について手数料三円を与えることになっていたので、門衛と督促係とが連絡して女工を逃がしては捕えて手数料を稼いでいたことが分かった。早速その制度を廃止して勝手に逃がすこととした結果、逃走者は三十人位に減じたという笑い話のような事もあった⁽⁶⁷⁾」と語っている。職工の人格を重んじて、門衛を置いて出入りを取り締まるようなことはせず、逃げる者がいても追回するようなことはやめたという⁽⁶⁸⁾。

飯場制度の廃止し、寄宿舎を人事係の担当としたことで、職工の出入りが初めて会社の手に移った⁽⁶⁹⁾。孫三郎は岡山県師範学校卒業で小学校長の経歴のある人材を次々と高給で登用し、職工教育

(60) 倉紡史編纂室『倉敷紡績六十年史』（稿本、大阪大学所蔵）233-234 頁。

(61) 『山陽新報』明治 37 年 7 月 20 日、倉敷市史研究会編（1998）989-990 頁。

(62) 宇野利右衛門「倉紡の職工待遇法」（明治 44 年 5 月）、東京大学社会科学研究所編・刊（1970b）19 頁。

(63) 倉敷紡績株式会社編・刊（1953）100-101 頁。

(64) 東京大学社会科学研究所編・刊（1970a）15-16 頁。

(65) 大阪府「紡績場職工募集並紹介人取締規則」明治 27 年 4 月 13 日、『大阪府公報号外』明治 27 年 4 月 13 日、大阪府 HP。

(66) 寄宿舎改革について、当時の社員の回顧談が残されている。東京大学社会科学研究所編・刊（1970a）15-16 頁。

(67) 兼田麗子（2012）41 頁。

(68) 『山陽新報』大正元年 10 月 20 日、倉敷市史研究会編（1998）993 頁。

(69) 採用についても募集地に「社定募集人」をおき、職工の家庭と連絡を密にするなど、改善をはかっている。東京大学社会科学研究所編・刊（1970a）14 頁。宇野利右衛門「倉紡の職工待遇法」（明治 44 年 5 月）東京大学社会科学研究所編・刊（1970b）14-21 頁。

は大きく前進した⁽⁷⁰⁾。明治39年10月、孫三郎は小学校時代の旧師大森明雄を寄宿舎監督として迎え入れる。大森明雄は明治33年6月から34年8月まで組合立静思高等小学校の校長を経て、岡山県師範学校教授をつとめた人物である。明治41年1月には人事部長代理兼寄宿舎係主任となったが、同年6月に病気のため依願退職する。明治40年8月には、大森の推薦で岡山県師範学校訓導の水田勇が教育部主任兼室監として入社し、明治41年4月には吉良甚太郎が寄宿係として入社、その後寄宿係主任を経て明治43年1月には本社工場人事係主任となっている。こうした教育の専門家を招き、寄宿舎や教育部、人事部に配置し、職工改善を推し進めた⁽⁷¹⁾。

教育の専門家のもと、効果的で実情に合った教育方法を常に追求している。明治43年、玉島工場人事係主任は、孫三郎宛に玉島工場倉紡学校の教育方針と方法の制定について伺い書を発した⁽⁷²⁾。職工は年齢も入学時期も学力も千差万別の状態にあり、学校のように同一の教材を使って一斉授業を実施しても効果はないため、各自に適する教授を施す「個人主義」を提案した。そして短時日に有効な教育を施すためには、実用的な教材を選び、生計上直ちに利用でき、処世上も直ちに功を奏するべきものでなければならぬと、「個人的実用主義」を提案した。学科も選択した理由を説明し、教育効果を上げるためには当事者の熱意が必要であるが、教育する側も常に効果を上げるための方法を研究しなければならぬと、教育者としての覚悟の言葉で結んでいる。

年齢や教育程度が千差万別であることを考慮せず、同じ教室で同じ教育を施すことは、効果がなればかりか、学ぶ意欲を失わせることもある。国元で小学校教育を受けている年下の女工がと無教育の年長の女工が同じ教室で学ぶとなると、年長の女工は教室では年下の下風に立つことになるので、教室に入ることを好まなくなるといふのだ⁽⁷³⁾。こうした問題の解決策として提案されたのが「個人主義」であった。職工教育においても、職工の人格を重んじる姿勢が貫かれているといえる。

おわりに

職工の資料や刊行物から、職工教育の成果の一端を知ることができる。一つは明治44年3月31日に発行された「倉敷紡績株式会社付設倉紡学校」の卒業証書⁽⁷⁴⁾である。男子名の卒業証書には「尋常小学校六学年程度相当ノ教科ヲ卒業セシコトヲ証ス」と記されている。宇野によれば、寄宿舎内小学校で卒業できるのは工場に来る前にほとんどの課程を終えている場合で、1年生から入って6年間の義務教育を終えるものは100人に1人もいないという⁽⁷⁵⁾。この男工の経歴は不明であるが、一般に女工を主たる対象とする寄宿舎内小学校において男工が卒業までこぎつけられるのはまれなことであろう。

孫三郎は男工の教育にも強い関心をもっていた。高等小学校卒業生を受け入れる学校の設立を計

(70) 東京大学社会科学研究所編・刊（1970a）16頁。

(71) 倉紡史編纂室『倉敷紡績六十年史』（稿本、大阪大学所蔵）262-263頁、東京大学社会科学研究所編・刊（1970b）13頁。

(72) 倉敷市史研究会編（1998）1136-1138頁。

(73) 農商務省編（1903a）136頁。

(74) 倉敷紡績株式会社編・刊（1988）70頁。

(75) 宇野利右衛門（1915）75頁。

画し、明治43年12月には文部大臣から「倉紡工手学校」の許可を受けた。校舎と付属する寄宿舎を建設し、開校したのは明治44年7月である。高等小学校卒業程度の男子約20人を選抜し、教育課程は2年間であった⁽⁷⁶⁾。義務教育修了後の教育機関が工場内にあることは、男工に対しても小学校卒業という目標を持たせることにもなる。この卒業証書にある男工も、「倉紡工手学校」の開校が卒業に向けての励みになったのではないだろうか。

宇野利右衛門の『工女立身談⁽⁷⁷⁾』には、岡山県知事から銀賞牌や銅賞牌が授与された倉敷紡績の3人の女工が紹介されている。そのうちの一人は、明治38年7月2日、19歳で倉敷紡績玉島工場に入社した23歳の総部工女で、「業余には会社の教育部に入学して、普通学及び裁縫科を修行し其成績甚だ良好なりと云ふ」とある。

孫三郎の取り組みは、地域の教育活動を活性化させた。都窪郡では教育を受けていない職工や女中のために、倉敷紡績の他にも、私立撫川慈善夜学校や茶屋町正織社が小学校の教員を聘して尋常小学校程度の教育を行うなど、職工教育事業は広がりを見せた。職工教育以外の社会教育事業についても、各町村に設置された青年団は知名の士を聘して講演会を開いて知徳の修養につとめた。また各地区では青年向けの補習教育を行ったり、夜学を開設するなど、社会教育事業の広がりが報じられている⁽⁷⁸⁾。

孫三郎が始めた教育事業は、倉敷や都窪郡だけでなく岡山県に対しても大きな影響を与えた。明治38年、岡山県から岡山孤児院長石井十次など11人が内務大臣より功労者として表彰されたが、父で社長の大原孝四郎は、私費による教育や公共事業への尽力が認められ教育功労者として表彰された。孫三郎が手掛けた「倉敷日曜講演」、「倉敷奨学会」、「私立倉敷商業補習学校」、「倉敷紡績会社職工教育部」、「学資貸付」、「岡山孤児院の賛助」、各種事業に対する「寄付金」などの事績が評価されての顕彰だった⁽⁷⁹⁾。

(ちもと・あきこ 阪南大学名誉教授)

【参考文献】

- 有賀義人編（1970）『復刊信飛新聞』復刊信飛新聞刊行会
飯島幡司（1949）『日本紡績史』創元社
犬飼亀三郎（1973）『大原孫三郎父子と原澄治』倉敷新聞社、国立国会図書館デジタルコレクション
宇野利右衛門編（1910）『工女立身談 第1編』工業教育会
宇野利右衛門（1915）「寄宿舎女工の小学教育に就て」『救済研究』第3巻4号
大阪商工会議所編・刊（1964）『大阪商業史資料』第12巻、国立国会図書館デジタルコレクション
天津寄勝典（2004）『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』日本図書センター
大原孫三郎傳刊行会編（1983）『大原孫三郎傳』中央公論事業出版
岡本幸雄・今津健治編（1983）『明治前期官営工場沿革——千住製絨所、新町紡績所、愛知紡績所』東洋文化社
岡山県教育会編・刊（1936）『岡山県教育会五十年史』国立国会図書館デジタルコレクション

(76) 倉敷紡績株式会社編・刊（1988）78頁。

(77) 宇野利右衛門編（1910）。

(78) 『山陽新報』明治39年9月20日。倉敷市史研究会編（1998）1140頁。

(79) 『自治機関』第72号、明治39年1月5日、60頁、国立国会図書館デジタルコレクション。

- 岡山県史編纂委員会編（1985）『岡山県史』（第10巻，近代Ⅰ）岡山県，国立国会図書館デジタルコレクション
- 岡山県重要物産同業組合連合会編・刊（1930）『岡山県重要物産同業組合誌』国立国会図書館デジタルコレクション
- 兼田麗子（2012）『大原孫三郎——善意と戦略の経営者』中央公論新社
- 神立春樹（1980）「明治30年の岡山県における工場の存在状況」『岡山大学経済学会雑誌』12巻2号
- 倉敷市史研究会編（1998）『新修倉敷市史』第11巻，史料近代（上），倉敷市
- 倉敷市史研究会編（2002）『新修倉敷市史』第5巻，近代（上），倉敷市
- 倉敷紡績株式会社編・刊（1953）『回顧六十五年』
- 倉敷紡績株式会社編・刊（1988）『倉敷紡績百年史』
- 倉敷紡績株式会社人材教育史担当網島康高編（2024）『クラボウ教育史』倉敷紡績株式会社
- 敬堂会伝記編纂部（1944）『故敬堂大原孫三郎翁年譜草案』（騰写印刷）国立国会図書館デジタルコレクション
- 神津善三郎（1978）『近代日本における義務教育の就学に関する研究——長野県における学齢期勤労児童の場合』銀河書房
- 坂口誠（2005）「近代大阪のベスト流行，1905-1910年」『三田学会雑誌』97巻4号
- 清水美知子（2004）『＜女中＞イメージの家庭文化史』世界思想社
- 大日本綿糸紡績同業連合会編（1898）『紡績職工事情調査概要報告書』（復刻版 泰雲堂書店，1971年6月1日）
- 玉井康之（2000）「明治中期の地域別就学率の推移と地域再編——岡山県の就学率と貧困階層の滞留を中心にして」『岡山大学経済学雑誌』31巻4号
- 千本暁子（1982）「明治初期紡績業の労務管理の形成」（国連大学人間と社会の開発プログラム研究報告，技術の移転・変容・開発——日本の経験プロジェクト）国際連合大学
- 千本暁子（1994）「ホワイトカラーの人材育成と学校教育への依存」『阪南論集』社会科学編，29巻3号
- 千本暁子（1999）「20世紀初頭の紡績業における母親女工とその就労継続策」『同志社商学』50巻5・6号
- 東京大学社会科学研究所編・刊（1970a）『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有 第1部』（東京大学社会科学研究所調査報告 第11集）
- 東京大学社会科学研究所編・刊（1970b）『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有 第2部』（東京大学社会科学研究所調査報告 第12集）
- 農商務省編（1902）『工場調査要領（第2版）』国立国会図書館デジタルコレクション
- 農商務省編（1903a）『職工事情』第1巻（土屋喬雄校閲，新紀元社版，1976年）
- 農商務省編（1903b）『職工事情』第3巻（土屋喬雄校閲，新紀元社版，1976年）
- 農商務省編（1903c）『各工場ニ於ケル職工救済其他慈恵的施設ニ関スル調査概要』
- 農商務省編（1905）『工場調査統計表』国会図書館デジタルコレクション
- 間宏（1978）『日本における労使協調の底流——宇野利右衛門と工業教育会の活動』早稲田大学出版部
- 間宏監修・解説（1987）『慈恵的施設と福利増進施設』（日本労務管理史資料集第1期第3巻）五山堂書店
- 間宏監修・解説（1989）『鐘紡の職工待遇法ほか』（日本労務管理史資料集第2期第1巻）五山堂書店
- ひろたまさき・倉知克直（1988）『岡山県の教育史』思文閣出版
- 藤田貞一郎（1973）「大正期における日用必需品市場問題と賃労働市場の展開——『職工問題資料』を手がかりに」『同志社商学』25巻3号
- 丸山侃堂・今村南史編（1912）『丁稚制度の研究』正教社
- 文部省編（1972）『学制百年史』帝国地方行政学会
- 横山源之助（1985）『日本の下層社会』岩波書店（改版発行，底本『日本之下層社会』教文館，明治32年4月30日）
- 和田英（1978）『富岡日記』中央公論社